

令和8年度 児童クラブ入会に関するQ & A

こども課児童クラブ係

質問	答え
Q. 来年度、育休復帰(就労開始)等を予定しているが、いつ申請したらいいですか？	A. 復帰日(就労開始日)が令和8年4月～8月の方は、令和7年11月に申請ができます。 11月に申請しない方や、令和8年9月以降復帰(就労開始)の方は、復帰日の前月1日～20日に申請してください。 クラブが利用できるのは育休復帰(就労開始)をする日からです。
Q. 4月から母が仕事を始める予定だが、仕事が始まらないと申請できませんか？	A. 仕事が決まっていないと申請はできません。就労見込みの状態で職場から就労見込みの証明書を提出していただければ、申請ができます。 なおその場合、就労後に就労証明書の再提出が必要となります。
Q. 毎日の仕事はないが、児童クラブは申請できますか？	A. シフト制の場合でも、就労時間を満たしていれば申請できます。 ただし、仕事が休み、あるいは、就労時間を満たしていない日はクラブの利用はできません。
Q. 利用日数が少ないと育成料は安くになりますか？	A. 育成料の日割り計算はしません。入会すると、一日も利用しなくとも育成料が発生しますので、ご注意ください。
Q. 引っ越し予定です。住所が決まっていないと申請できませんか？	A. 住所地が確定していれば申請できます。
Q. 就労は14時30分までですが、お迎えが15時を過ぎます。申請できますか？	A. 通年利用の場合、1、2年生は15時まで、3～6年生は16時までの仕事がないと申請できません。 昼間4時間以上勤務していれば、長期のみの申請はできます。 また、就労に通勤時間は考慮されません。
Q. 保護者の入会基準の「障害を有している」とはどの程度までのことですか？	A. 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～C判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級、要介護1～5となります。
Q. 就労証明書に有効期間はありますか？また、記入事項で注意する点はありますか？	A. 就労証明書は、提出時に証明された日から6か月を超えているものは受付できません。 記入される事項についても、記入された就労日（曜日）・就労時間・勤務形態が不明であるものの、保護者氏名や、証明者（勤め先の責任者）名が未記入なものなども受付できません。

質問	答え
Q. 就労証明書は、保育園・子ども園入園申請の様式でもいいですか？	A. 就労証明書の様式を保育園等の様式に統一しました。同じもので提出できます。
Q. 就労証明書は、会社で作成してもらった様式のものでもいいですか？	A. こちらの様式の内容が全てあれば、会社の独自の様式で作成された就労証明書でも受付します。
Q. 同じ敷地内だが、別棟に住んでいる祖父母の就労証明書は必要ですか？	A. 別棟でも同一住所であれば同居の祖父母とみなすため、就労証明書は必要です。
Q. 同一住所の祖父母と同居しているが、世帯分離をしている場合は祖父母の就労証明書は必要ですか？	A. 世帯分離をしていても同一住所であれば同居の祖父母とみなすため、就労証明書は必要です。
Q. 申込みは土曜・日曜・祝日は受付してもらえますか？	A. 令和8年度申請より、申請はオンラインのみとなり土・日・祝の受付も可能です。 窓口受付はありませんので、ご注意ください。
Q. 児童クラブで申請書類は受付してもらえますか？	A. 令和7年度の在籍児とその兄弟のみ、11月4日（火）～7日（金）の期間で受付します。 受付時間は、14時～19時です。
Q. オンライン申請の入力時間に制限はありますか？	A. 制限時間は利用者ログインまたは、メール認証から20時間です。入力途中でブラウザの戻るボタンを押すと入力したデータは消えてしまうため、全て入力するか、申請時に利用者登録を行うと「一時保存」の機能が利用できるようになります。
Q. オンライン申請を行った場合、「受理された」と確認できる方法はありますか？	A. オンライン申請をされた場合は、入力終了・送信後に「送信完了」のメールが送られます。 その後、書類に不備がなければ12月中旬頃に「申請完了」のメールが届きます。 ※このメールは入会決定の通知ではありません
Q. オンライン申請を行った場合、申請後に修正はできますか？	A. 修正箇所のみの修正はできません。初めからオンラインでの再申請が必要になります。 申請時にアカウント登録してあれば、入力内容の引継ぎができますので、修正箇所を訂正しての再申請が素早くできます。
Q. オンライン申請の場合、口座振替依頼書はどのように提出するのですか？	A. ホームページのWeb口座振替受付サービスから申請が可能です。
Q. 口座振替は、ネットバンクの利用やカード引き落としはできますか？	A. できません。口座振替依頼書に記載のある金融機関での登録をお願いします。

質問	答え
Q. 残高不足により育成料の引き落としができなかったのですが、翌月にまとめて再度引き落としてもらえますか？	A. 育成料の再度の引き落としはできません。後日お渡しする納付書（コンビニ振込・ペイペイ可）にてお支払いください。
Q. 入会申請後、決定通知はいつ送られますか？	A. 2月中旬発送予定です。 令和8年度内途中入会の決定通知発送は、毎月25日前後です。長期休業期間のみの利用申請の場合の発送は、申請翌月上旬です。
Q. 土曜日に授業参観があり、翌週月曜日が振替で休校日の場合、振替日に児童クラブは開所していますか？	A. 振替日には、7時30分～19時開所しています。
Q. 通年申請の場合は、長期休業期間も在籍する小学校に入れますか？	A. 長期休業期間中は、通年利用者と長期利用者全ての方で優先順位をつけるため、通年申請でも在籍学校のクラブに入れない場合があります。
Q. 長期休業日の期間、兄弟が同じ児童クラブに入れないことはありますか？	A. あります。低学年を優先するため、別のクラブになることがあります。
Q. 申請書の長期休業日の入会希望児童クラブ欄で、在籍する小学校の児童クラブを選択すると、在籍する小学校に入れますか？	A. 在籍小学校の児童クラブが定員超過の場合は入れません。
Q. 申請書の長期入会希望クラブ欄で、在籍する小学校の児童クラブのほかの児童クラブを希望するを選択すると在籍小学校にあるクラブの選考から前もって外されるのですか？	A. まず在籍小学校にあるクラブ内での選考をするため、前もって外されることはありません。 在籍クラブ以外でも入会を希望される方は、希望クラブを記入するか、全てのクラブを希望するを選んでください。
Q. 申請後に通年から長期、また長期から通年への利用区分の変更はできますか？	A. 利用区分の変更はできません。変更したい場合は、一度申請の取下げか退会をしてから再度申請をしてください。
Q. 長期申請した場合、利用期間の変更はできますか？	A. 利用期間を増やすことはできません。 4月の春休みは取りやめできません。 4月春休み以外は「長期利用期間変更届」を出していただければ取りやめできます。 利用する長期期間の前月の1日～20日の間に提出してください。 ※変更届を提出しないと、利用がなくとも育成料が発生します。ご注意ください。

質問	答え
Q. 就労期間が有期の場合は、就労証明書の再提出が必要ですか？	A. 雇用契約の満了後の更新の有無が、有と就労先の証明があれば、再提出は必要ありません。有（予定）・無・未定の場合は、再提出が必要です。
Q. 11月に申請できなかったら、2次申請期間はありますか？	A. ありません。11月の申請期間を過ぎた後は、5月以降の途中入会申請を4月以降に受付します。